

## 提示平均価額について

### ○ 概要

- ・ 総務大臣及び都道府県知事が、1月1日現在に当該市町村に所在する固定資産の平均価額を算定し、市町村長に提示するもの。
- ・ 総務大臣は都道府県間、都道府県知事は市町村間の評価の均衡を図るため、提示平均価額を算定する。
- ・ 市町村長が提示平均価額に基づき評価額を決定することで、都道府県間、市町村間の評価の均衡が図られる。

### ○ 提示平均価額の算定方法

- ・ 提示平均価額は、市町村長から報告された総評価見込額を基に、指定市町村にあつては総務大臣が、指定市町村以外の市町村にあつては指定市町村の提示平均価額を参考に都道府県知事が算定する。

$$\text{提示平均価額} = \frac{\text{総評価見込額}}{\text{総地積}}$$

#### (参考①) 評価額の求め方 (評点式評価法)

市町村長が、各筆の土地に付設した総評点数に評点一点当たりの価額を乗じて評価額を求める。

$$\text{評価額} = \text{付設評点数} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

#### (参考②) 評点一点当たりの価額

市町村長が、総務大臣又は都道府県知事が算定する提示平均価額に基づいて以下の算式により決定する。

$$\text{評点一点当たりの価額} = \frac{\text{提示平均価額} \times \text{総地積}}{\text{付設総評点数}}$$